

令和8年度

初任者研修の手引

養 護 教 諭

沖縄県教育委員会

I 養護教諭初任者研修の目的及び概要

1 育成指標

採用ステージ：「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」
「生徒指導力」「学校保健実践力」「学校運営力」

※研修等に関する記録の対象となる。

2 研修の目的

養護教諭初任者研修は、養護教諭の初任者（以下「初任者」という。）に対して、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的に実施している。

教員の職責にふさわしい資質能力は、養成機関における教員養成を目的とした教育だけで身につくものではなく、教職生活を通じて次第に培われていくものである。この場合、教員自身はその勤務年数や職務に応じた研修を行うことによって、その資質能力を高めていくことが基本となる。

特に、初任者は、養成機関で学んだ理論と学校現場での教育実践を結合・発展させる最初の段階にある。この時期に教職への自覚を高めるとともに、自立して教育活動ができる素地を作るための現職教育を実施することは、実践的指導力や教員としての使命感を培うために欠くことができない。さらに、初任者自身がさまざまな課題を見つけ、それを究明していくための努力をすることは、その後の教員としての職能成長にとって大切だといえる。

また、初任者は、採用後直ちに児童生徒の教育に携わるため、円滑に教育活動に入っていけるようにするためには、できる限り学校の実地に即して組織的、計画的な研修を実施することが大切である。

3 養護教諭初任者研修の概要

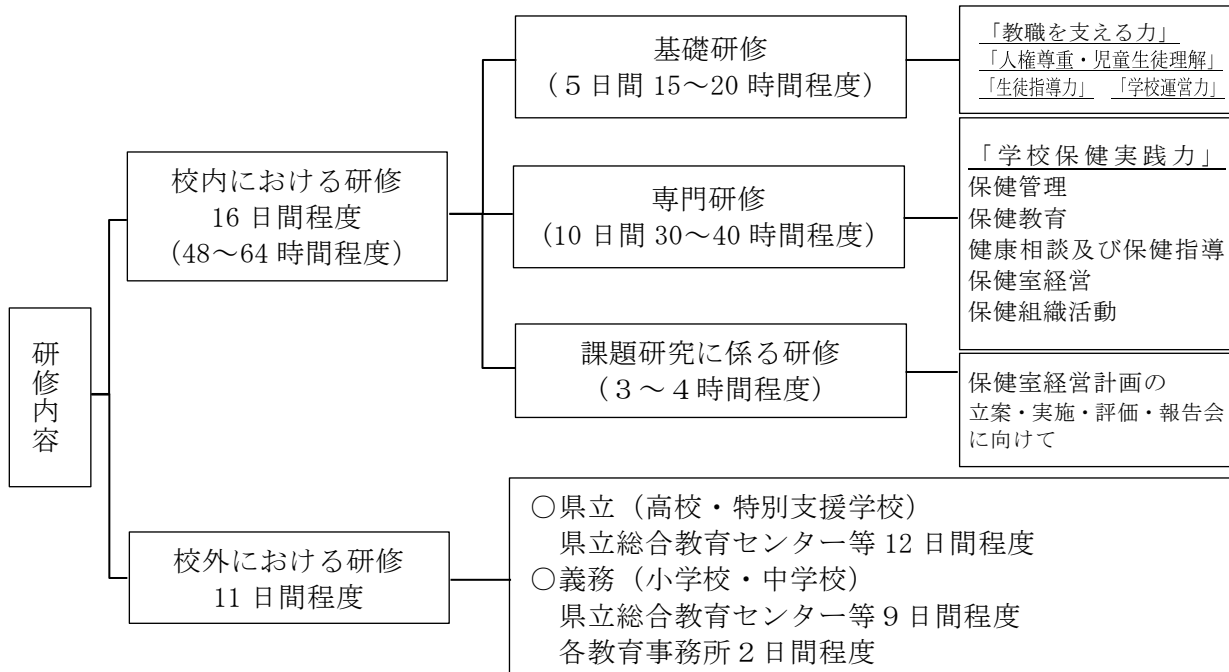
本研修は、初任者の所属する学校の校内における研修と教育事務所や県立総合教育センター等で行う校外における研修で構成している。研修内容は、育成指標の採用ステージに示されている「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解（以下、図表内の表記は「人権尊重・児童生徒理解」とする）」「生徒指導力」「学校運営力」を基礎研修、養護教諭の職務に関する「学校保健実践力」を専門研修とし実施する。

校内における研修においては、専門研修の円滑な実施を図るため、初任者に対して研修指導者（退職あるいは現職養護教諭）が1名依頼される。

そこで、初任者が指導者とともに充実した研修が実施できるよう、各学校においては、研修の時間の確保や校務分掌組織上の工夫等の準備や手立てが必要となる。

Ⅱ 養護教諭初任者研修の内容

初任者は、1年間、校内において研修指導者を中心とする指導助言による研修（年間16日間程度）及び校外において教育事務所や県立総合教育センター等が実施する講義・演習等による研修（年間11日間程度）を受講する。



1 校内における研修（年間16日間程度）

年間16日間程度で、1日の研修時間は3～4時間とし、できるだけ12月末までに終了するよう計画する。（研修項目の詳細については、次頁の年間研修項目例を参考）

(1) 基礎研修

育成指標の採用ステージに示された、教員の職務遂行に必要な「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」「生徒指導力」「学校運営力」に係る研修を基礎研修とし、校長、教職員等から5日間程度受ける。

(2) 専門研修

育成指標の採用ステージに示された、養護教諭の職務に関する「学校保健実践力」に係る研修を専門研修とし、研修指導者等から10日間程度受ける。

(3) 課題研究に係る研修

学校における健康課題を踏まえ、効果的な「保健室経営計画立案・実施・評価」の一連の流れを実践し、2月の養護教諭初任者研修報告会で発表する。課題研究については、年間を通して実施し、研修報告会での発表準備を含め、3～4時間程度の研修時間を設ける。

2 校外における研修（年間11日間程度）

県立総合教育センター、教育事務所等における研修を11日間程度実施する。

3 年間研修項目 例

(教セ→県立総合教育センター・教事→教育事務所・地教→市町村教育委員会)

※ 「 」は育成指標に示された公立学校教員に求める力を示す。「学校保健実践力」の項目である保健管理は「健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生」等を、健康相談は「健康相談及び保健指導」を参照。

領 域	研 修 項 目	小・中学校				県立学校	
		校 内 研 修	校外研修			校 内 研 修	校 外 研 修
			教 セ	教 事	地 教		
基礎 研 修	1 本県教育の現状と課題			○	○		○
	2 教育公務員としての心構え・教員の服務	○		○	○	○	○
	3 学校の教育目標と具現化に向けた取組	○				○	
	4 特別支援教育と具体的取組	○	○			○	○
	5 人権教育、平和教育		○				○
	6 情報教育（情報モラル、セキュリティ）		○				○
	7 沖縄の伝統文化、環境教育、国際理解教育		○				○
	8 学校保健、学校安全	○	○			○	○
	9 学校給食（食に関する指導）	○				○	
	10 児童生徒理解の取組（生徒指導・教育相談の取組）	○				○	○
	11 いじめ、不登校問題への対応		○				○
	12 発達障害の理解と対応		○				○
	13 学校組織の運営、校務分掌	○				○	
	14 職員会議等会議への参加と提案の仕方	○				○	
	15 公簿管理及び文書の発送	○				○	
専 門 研 修 「 学校保健実践力 」	1 健康観察、健康に関する調査 (1) 健康観察の効果的な進め方 (2) 保健情報の管理と活用方法(健康観察・保健調査等)	○ ○	○			○ ○	○
	2 疾病の予防と管理 (1) 疾病管理と留意点、他機関との連携 (2) 感染症の予防と対応 (3) 医療的ケアの現状、校内・関係機関との連携	○ ○ ○	○			○ ○ ○	○
	3 健康診断 (1) 健康診断の意義と位置づけ（法的根拠） (2) 健康診断結果の活用 (3) 具体的計画、実施、事後措置、評価	○ ○ ○				○ ○ ○	
	4 救急処置と救急体制 (1) 救急処置の医学的知識と技術 (2) 学校における事件事故 (3) 災害発生時の対応 (4) 救急処置の充実	○ ○ ○ ○	○ ○			○ ○ ○ ○	○ ○
	5 学校環境衛生 (1) 学校薬剤師との連携 (2) 日常的な点検への参画と実施	○ ○				○ ○	
	II 1 保健教育 (1) 保健教育の内容と養護教諭の役割 (2) 学習指導要領について (3) 体育科・保健体育科、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、その他関連する教科等（社会科、地理歴史、公民、理科、生活科、家庭科、技術・家庭科、道徳科等）における保健教育の内容と評価 (4) 特別活動等における保健教育 (5) 日常生活における指導や子供の実態に応じた個別指導	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○

領域	研修項目	小・中学校			県立学校			
		校内研修	校外研修			校内研修	校外研修	
			教 七	教 事	地 教			
専 門 研 修 「 学校保健実践力 」	Ⅲ 健 康 相 談 及 び 保 健 指 導	1 心身の健康課題への対応 (1) 心身の発育・発達段階における健康課題の理解 (2) 疾患の正しい知識と保健管理 (3) 学校三師との連携	○	○ ○			○ ○	
		2 健康相談の基本的なプロセス (1) 健康相談の基本的プロセスと対応の留意点 (2) 学校、保健室における面接の基本と実践 (3) 保健室登校への対応 (4) 保護者、専門機関との連携の在り方	○ ○ ○	○ ○ ○			○ ○ ○	○ ○ ○
		3 メンタルヘルスの対応 (1) 学校におけるカウンセリングの活用 (2) 保護者との連携 (3) 学校内及び医療機関との連携	○ ○ ○	○			○ ○ ○	○
		4 保健指導・啓発活動 (1) 児童生徒の心身の健康状態を把握した個に応じた指導・支援 (2) 効果的な啓発教材の作成等 (3) ほけんだより、掲示物等 (4) 保健放送等	○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○	
	Ⅳ 保 健 室 経 営	1 学校経営と保健室経営 (1) 学校経営と保健室経営 (2) 保健室経営の重要性 (3) 保健室経営計画の必要性 (4) 養護教諭の職務と保健室経営	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		2 保健室経営計画の作成 (1) 保健室経営計画作成に当たっての基本的な考え方 (2) 保健室経営計画の作成方法（内容、評価方法、作成上の留意点） (3) 児童生徒、教職員、保護者、関係機関との連携	○ ○ ○	○ ○			○ ○ ○	○ ○
	Ⅴ 保 健 組 織 活 動	1 保健組織活動 (1) 保健組織活動の意義 (2) 学校内外の連携体制づくり (3) 教職員の保健組織活動（保健主事の役割と協力体制）	○ ○ ○				○ ○ ○	
		2 学校保健委員会 (1) 学校保健委員会の意義 (2) 学校保健委員会の企画と運営 (3) 学校保健委員会の事後措置 (4) 養護教諭の役割	○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○	
		3 児童生徒委員会活動 (1) 保健委員会活動の指導と工夫	○				○	
	Ⅵ課題研究	(1) 保健室経営計画の立案・実践・評価、報告会	○	○			○	○

Ⅲ 校内研修を進めるにあたって

養護教諭初任者研修においては、原則として外部から研修指導者が派遣され指導にあたるため、有意義な研修にするためには、学校における校長のリーダーシップのもとに協力体制を確立することが重要である。また、研修指導者は、初任者の職務を代わって行うことはできないため、校長は校内体制を整備し、初任者が講義等を受ける際には業務に支障が生じないように配慮する必要がある。

1 校内研修における体制づくり

(1) 校長・教頭の役割

校内における養護教諭初任者研修は、当該学校の校長のリーダーシップのもとに行われるもので、全職員の協力体制のもとに実施されるものであることを周知することが大切である。

さらに、校長や研修指導者のみでなく学校組織が一体となって取り組むことにより、指導効果が期待されるため、校内における協力体制づくりの条件整備が必要となる。

- ① 養護教諭初任者研修の成否は、全職員の理解と指導・協力体制の充実が肝要である。特に、校務分掌組織の見直しや実施状況の把握、指導助言等研修充実の条件整備、さらには初任者への直接的指導を行う等、そのリーダーシップの発揮が必要である。
- ② 研修を実際に実施する前に、効果的な研修が実施できるように当該学校の全職員が協力して初任者を育てようとする学校体制をつくるため、校長が全職員に本研修の趣旨、目的、意義を理解させ、経験の浅い教師を育てようとする意識を高めることが必要である。
- ③ 校務分掌の見直し等研修を推進するための組織を校務分掌に位置づけることにより、全職員の研修への関わり方が明確に見えるようにすることが必要である。

(2) 研修指導者の役割

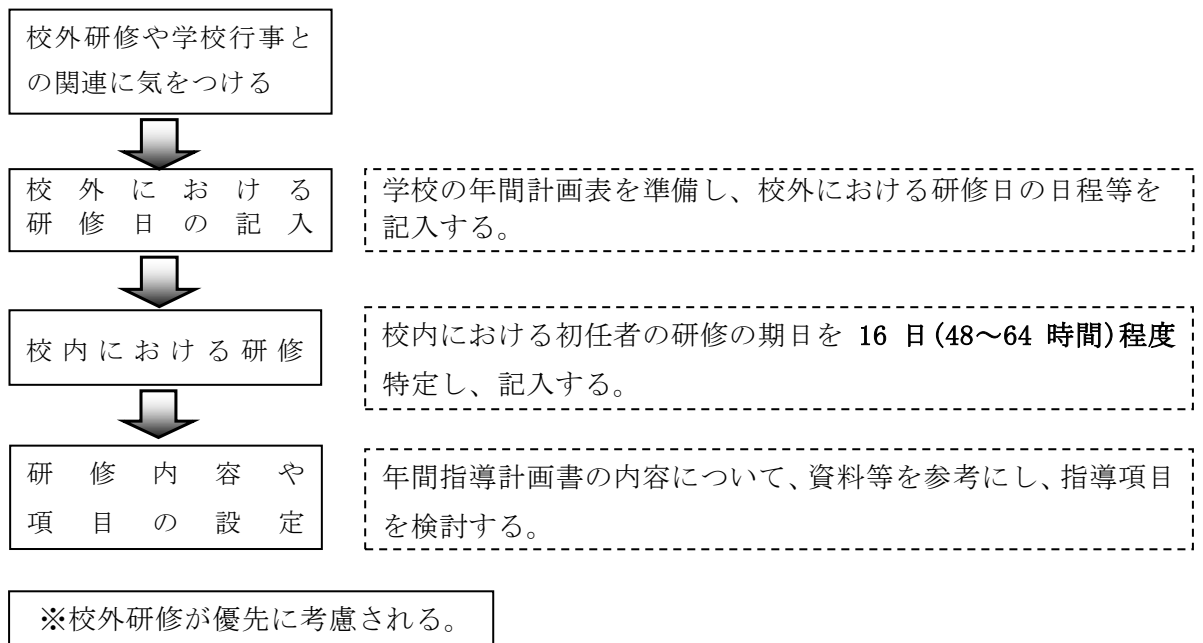
研修指導者は、年間指導計画に従い、原則として初任者の所属する学校において、初任者に対して実務上必要な事項について指導助言を行うとともに、職務に関する相談に応じる。

- ① 年間指導計画への参画
- ② 初任者への専門研修「学校保健実践力」等の指導助言（年間 30～40 時間程度）
- ③ 職務に関する相談に応じる
- ④ 課題研究への指導助言（年間 3～4 時間程度）
- ⑤ 研修記録簿（校内・校外）の提出に係る指導助言
- ⑥ その他、養護教諭初任者研修に関して必要な事項

2 年間指導計画書作成について

(1) 年間指導計画の作成手順

- ① 各実施校は、「年間研修項目 例」「校内における研修 例」の内容に基づいて、自校の年間指導計画書（様式 養-1）を作成する。
- ② 作成にあたっては、学校行事等と研修日が重複しないように留意する。また、自校の教職員組織や学校の実態に応じて、年間を通じて効果的に研修できるように考慮する。



(2) 年間指導計画作成時の配慮点

各学校では研修の実施にあたり、研修指導者の参画を得て年間の研修項目と研修内容の検討を行い、見通しのある計画を作成することが必要である。

- ① 校内における研修は、育成指標に示された「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」「生徒指導力」「学校運営力」に係る基礎研修（5日間程度）、「学校保健実践力」に係る専門研修（10日間程度）、課題研究に係る研修（3～4時間程度）を計画する。
- ② 校外における研修との関連を考慮しながら、より具体的で実務的な内容とする。
- ③ 初任者の経験を考慮し、実態に応じた研修内容とする。（内容に偏りが生じることがないように気をつける）
- ④ 学校経営方針や地域の実態に則したものとする。
- ⑤ 各学校の教職員の専門性や特技等を十分活かせるよう考慮する。
- ⑥ 研修の実施にあたっては、学校教育目標や学校保健目標に基づく保健室経営計画の周知（教職員・保護者等へ）と協力を得られるように考慮する。
- ⑦ 校内における研修に係る経費（旅費、消耗品等）は、学校の負担とする。

IV 校内における研修の実際

研修の形態は、研修内容と密接な関係にあり、講話、口頭指導、観察指導等をどのように組み合わせで行うのか、また、初任者の意向をどのように反映させるかにより指導の効果を高めることができる。

1 研修の進め方

(1) 研修内容

① 基礎研修

基礎研修の内容は、学校教育目標の具現化に向けた取組、学校保健、学校組織と運営、教育公務員の心構え・サービス、校務分掌、児童生徒理解の取組（生徒指導・教育相談）、特別支援教育、職員会議等参加の仕方等、育成指標に示された「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」「生徒指導力」「学校運営力」に関するものとする。

② 専門研修

専門研修の内容は、育成指標に示された「学校保健実践力」（養護教諭の職務に関する内容）及び学校安全における養護教諭の役割等とする。

(2) 研修形態

① 講話

校長、教頭、研修指導者等が、指導内容に関する資料を準備するなどして、初任者に対してその説明や話し合いなどによって指導する。

② 作業指導、口頭指導

保健室経営計画の作成、児童生徒健康診断票、児童生徒健康診断票（歯・口腔）の記入等の作業を効率的に進めるために、研修指導者が一緒に作業を行い、口頭による指導を行う。

③ 観察指導

初任者が保健室で行っている来室者への対応や児童生徒に対する指導等を研修指導者が観察し、指導助言を行う。

④ 授業研究

授業研究指導には、初任者自身が直接授業を行い、研修指導者が指導するものと研修指導者又はそれに準じる先輩養護教諭の行う授業を初任者が参観するものがある。

2 課題研究の進め方（保健室経営計画作成・評価の進め方）

(1) 保健室経営計画を用いた課題研究の目的

初任者が、学校教育目標と学校保健目標の具現化を目指し、それぞれの学校の実態に応じた保健室経営計画・実施・評価・改善のサイクルを行うことで、健康課題解決に向けて具体的解決の方略が明確化され、実践的な指導力が身に付くことを目的としている。

また、保健室経営計画を教職員・保護者等へ周知・実践することで、計画的・組織的な活動に繋がり、学校保健活動の効果的な役割を果たすことを学ぶ機会とする。

(2) 保健室経営計画の重要性

中教審答申（平成20年1月）では、保健室の重要性について次のように述べられている。

2 学校保健に関する学校内の体制の充実

(1) 養護教諭

①養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。

⑧子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには養護教諭は保健室経営計画[※]を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。

* 保健室経営計画とは該当学校の教育目標及び学校保健目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画。

(「学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—」 令和2年度改訂 P-76 引用)

(3) 課題研究（保健室経営計画の実施・評価）報告会について

- ① 報告月日 令和9年2月10日（火）
- ② 会場 県立総合教育センター
- ③ 報告内容
 - (ア) 学校経営方針（健康・安全にかかわるもの）
 - (イ) 児童生徒の心身の健康状態（実態）と課題
 - (ウ) 学校保健目標・今年度の重点目標
 - (エ) 保健室経営目標
 - (オ) 目標達成するための具体的な方策
 - (カ) 保健室経営計画の評価、全体の振り返り
- ④ 報告様式 様式 養-5 課題研究（保健室経営計画①～④）※別紙参照
- ⑤ 報告方法 パワーポイント等によるプレゼンテーション
- ⑥ その他 報告様式・提出期日等については
「VII 養護教諭初任者研修に係る文書等」参照

《課題研究（保健室経営計画の実施と評価）の作成・提出についての注意事項》

- ① 誤字・脱字に気をつける。
- ② 提出書類及び発表用のパワーポイント作成にあたり、児童生徒のプライバシーに配慮する。（個別指導等の情報管理に配慮する）
- ③ 提出にあたっては、管理職（校長・教頭）及び、担当指導者の指導助言を得る。

校内における研修（16日間程度）例

*研修項目の番号は、「Ⅱ養護教諭初任者研修の内容」
3「年間研修項目例」と同じ

領域		研修項目	
基礎研修	「教職を支える力」 「生徒指導力」「学校運営力」 「人権尊重・児童生徒理解」	3 学校の教育目標と具現化に向けた取組	
		4 特別支援教育と具体的取組	
		8 学校保健、学校安全	
		9 学校給食（食に関する指導）	
		10 児童生徒理解の取組（生徒指導・教育相談の取組）	
		13 学校組織の運営、校務分掌	
		14 職員会議等会議への参加と提案の仕方	
		15 公簿管理及び文書の発送	
専門研修「学校保健実践力」	Ⅰ 保健管理	1 健康観察、健康に関する調査	(1) 健康観察の効果的な進め方 (2) 保健情報の管理と活用方法（健康観察・保健調査等）
		2 疾病の予防と管理	(1) 疾病管理と留意点、他機関との連携 (2) 感染症の予防と対応 (3) 医療的ケアの現状、校内・関係機関との連携
		3 健康診断	(1) 健康診断の意義と位置づけ（法的根拠） (2) 健康診断結果の活用 (3) 具体的計画、実施、事後措置、評価
		4 救急処置と救急体制	(3) 災害発生時・緊急時の対応 (4) 救急処置の充実
		5 学校環境衛生	(1) 学校薬剤師との連携 (2) 日常的な点検への参画と実施
	Ⅱ 保健教育		(1) 保健教育の内容と養護教諭の役割 (3) 教科における保健教育 (4) 特別活動等における保健教育
	Ⅲ 健康相談及び保健指導	1 心身の健康課題への対応	(3) 学校三師との連携
		2 健康相談の基本的なプロセス	(1) 健康相談の基本的プロセスと対応の留意点 (2) 学校、保健室における面接の基本と実践 (4) 保護者、専門機関との連携の在り方
		3 メンタルヘルスの対応	(1) 学校におけるカウンセリングの活用 (2) 保護者との連携
		4 保健指導・啓発活動	(1) 児童生徒の心身の健康状態を把握した個に応じた指導・支援 (2) 効果的な啓発教材の作成等 (3) ほけんだより、掲示物等 (4) 保健放送等
	Ⅳ 保健室経営	1 学校経営と保健室経営	(1) 学校経営と保健室経営 (2) 保健室経営の重要性 (3) 保健室経営計画の必要性 (4) 養護教諭の職務と保健室経営
		2 保健室経営計画の作成	(1) 保健室経営計画作成に当たっての基本的な考え方 (2) 保健室経営計画の作成方法（内容、評価方法、作成上の留意点） (3) 児童生徒、教職員、保護者、関係機関との連携
	Ⅴ 保健組織活動	1 保健組織活動	(1) 保健組織活動の意義 (2) 学校内外の連携体制づくり (3) 教職員の保健組織活動（保健主事の役割と協力体制）
		2 学校保健委員会	(1) 学校保健委員会の意義 (2) 学校保健委員会の企画と運営 (3) 学校保健委員会の事後措置 (4) 養護教諭の役割
		3 児童生徒委員会活動	(1) 児童生徒保健委員会活動の指導と工夫
	Ⅵ 課題研究（年間を通して実施）		(1) 保健室経営計画の立案・実践・評価、報告会に向けて

V 校外における研修の実際

1 研修の意義

校外における研修は、校内で得られない体験をとおして、広い視野に立った教育活動のための力量形成を図ると共に幅広い知見を得て、社会の構成員としての視野を広げることにつながる。

校外における研修では、所属校や校種の枠を超えた相互交流が行われ、初任者同士が指導上の悩みや教育方法、保健室経営等の課題について研究協議し、養護教諭の職務に関して語り、学び合うことができる。それらの体験は、その後の学校保健活動及び教育活動における自信に繋がる。

2 校内・校外における研修の関連

校内における研修、校外における研修ともに、育成指標に示された「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」「生徒指導力」「学校運営力」「学校保健実践力」を高め、実践的指導力の向上を目指すものであるため、両者とも実践的な研修となるようにする。また、両者の研修内容は相互に関連を図り、相互補完的な研修となるよう配慮する。

3 研修内容

- (1) 校外における研修は、各教育事務所において2日間程度、県立総合教育センター等において9日間程度（県立学校は県立総合教育センター等12日間程度）行う。研修内容は、育成指標に示された「教職を支える力」「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」「生徒指導力」「学校運営力」に係る基礎研修及び「学校保健実践力」に係る専門研修を実施する。
- (2) 研修計画においては、校内研修の一環として行われる課題研究（初任者が学校において直面する課題を設定し、指導を受けながら自主的に課題解決を図る内容）を適宜検討する機会を設ける。
- (3) 校外における研修は、講師による講義、演習及び実技指導等を行うとともに、先輩養護教諭による実践指導（協議、懇談及び情報交換等）の場を設けるなど、実践的指導力の育成に繋がるよう配慮する。

VI 令和8年度 養護教諭初任者研修校外研修計画

1 県立総合教育センター等における研修（小中11日、県立12日）※午前・午後の記載がない日は終日

回	小中	県立	対象	期日	場所	領域	形態	主な研修内容
第1回	○		小学校初任者 中学校初任者	令和8年4月 ※各教育事務所指定日 4月6～10日 (オンデマンド)	各教育 事務所	基礎	開講式 講話	※各教育事務所が行う 開講式に参加
			高校初任者 特支初任者	4月2日(木) 午後	教育 センター	基礎 専門	開講式 講話	・開講式・教職員の服務 ・Microsoft365について ・初任者研修概要説明
第2回	○	○	初任者全員	4月23日 (木)	午前 教育 センター	専門	講義 演習	・養護教諭の職務と 保健室経営
連絡協議会	○	○	初任者全員 研修指導者 学校長 <small>(webライブ)</small>		午後 教育 センター等	専門	説明 協議	・開会行事 ・校内研修実施計画及び 校内協力体制について ・諸事務手続きについて
第3回	○	○	初任者全員	4月24日(金)	教育 センター	基礎 専門	講義 演習	・情報教育 (情報モラル・セキュリティ等) ・救急処置の理論と実際
第4回	○	○	初任者全員	5月12日(火) (webライブ)	各学校	基礎 専門	講義 演習	・特別支援教育 ・平和教育 ・人権教育 ・学習指導要領・保健教育
第5回	○	○	初任者全員	6月9日(火) 午後 (webライブ)	各学校	専門	講義 実習 演習	・保健室経営について ・課題研究実践報告
第6回		○	高校初任者 特支初任者	6月30日(火) 午後 (webライブ)	各学校	基礎 専門	講義 演習	・生徒指導、教育相談に おける養護教諭の役割
第7回	○	○	初任者全員 (校種合同)	8月18日(火)	国立 劇場 おきなわ	基礎	講義 鑑賞	・国際理解教育(JICA) ・環境教育とSDGs ・沖縄の伝統文化
第8回	○	○	初任者全員	8月19日(水)	教育 センター	基礎 専門	講義 演習	・保健室における疾病 管理とけがの対応 ・子どもの心のケア ・社会人としてのマナー
第9回	○	○	初任者全員	8月20日(木)	教育 センター	基礎 専門	講義 演習 協議	・児童生徒の健康管理 ・保健教育(指導案検討) ・リフレクション
予備	○	○	初任者全員	8月28日(金)	教育センター			予備日
第10回	○	○	初任者全員	11月10日(火) 午後 (webライブ)	各学校	専門	授業 研究	・授業研究 ・授業研究会
第11回	○	○	初任者全員	令和9年 1月26日 (火)	午前 教育 センター	基礎 専門	講義 演習	・初任者研修のまとめ
連絡協議会	○	○	初任者全員 研修指導者 学校長 <small>(webライブ)</small>		午後 教育 センター等	専門	報告会	・課題研究報告会
第12回	○		小学校初任者 中学校初任者	2月又は3月 ※各教育事務所指定日	各教育 事務所	基礎	講話 閉講式	※各教育事務所が行う 閉講式に参加
			高校初任者 特支初任者	2月18日(木)	教育 センター	基礎	講話閉 講式	・閉講式

※ 県立学校（高等学校・特別支援学校）と小学校・中学校の研修日及び研修場所が異なる場合がある。

Ⅶ 養護教諭初任者研修に係る文書等

1 養護教諭初任者研修に係る文書の提出について

校長は、次ぎに掲げる文書等を教育委員会等に提出する。各学校での文書の保管については、各学校の規程に従い行う。

【様式】文書名	校種／提出部数	提出先	提出期限	備考
【養-1】 年間指導 計画書	義務 (小・中学校) 計4部提出	市町村教育委員会へ2部 →教育事務所へ1部 教育センター所長宛 保健体育課課長宛	市町村教育委員会 ・ 教育センターへ 令和8年 <u>5月15日必着</u> 教育委員会→教育事務所 <u>5月22日必着</u>	●研修指導者及び初任者は、年間指導計画書を作成し、校長の決裁を受け提出すること。
	県立 (高校・特支) 計2部提出	教育センター所長宛 保健体育課課長宛		
【養-2】 指導報告書	義務 (小・中学校) 計3部提出	市町村教育委員会へ2部 →教育事務所へ1部 教育センター 所長宛1部	市町村教育委員会 ・ 教育センターへ 令和9年 <u>1月5日必着</u> 教育委員会→教育事務所 <u>1月15日必着</u>	●研修指導者及び初任者は、実施した指導報告書を作成し、校長の決裁を受け提出すること。
	県立 (高校・特支) 計1部提出	教育センター 所長宛		
【養-3】①③ 内容確認書(校外) 校外研修記録簿	全校種 1部提出	教育センター 所長宛	令和8年 <u>11月20日必着</u>	●教育事務所で受講した記録簿は、様式や提出期日を含め、各教育事務所の指示に従うこと。(様式の指定はないが、提出を求められる場合は養-3③を使用する) ●教育センターへは、教育事務所での受講分も含め提出する。(教育事務所様式での提出可) ●送付の際は、鑑文(番号有)、養-3①、養-3②または③(日付順)に並べフォルダで止めて提出すること。 ●校内研修記録簿には作成した指導案(私印有)を添付すること。
【養-3】①② 内容確認書(校内) 校内研修記録簿			令和9年 <u>1月15日必着</u>	
【養-4】 勤務明細書 *研修指導者 旅費手続用	全校種 1部提出	県教育庁保健体育課 課長宛	<u>毎月5日必着</u>	●研修指導者の旅費手続のため、提出期限を厳守すること。 ●鑑は添付しない。
【養-5】① *保健室経営計画	全校種 データ提出	教育センター 養護初任研 Teams へ	令和8年 <u>6月1日必着</u>	●課題研究の講義で使用する。 ①のみ作成し提出すること。
【様式指定なし】 保健指導案	全校種 データ提出	教育センター 養護初任研 Teams へ	令和8年 <u>7月30日必着</u>	●指導案検討の講義で使用する。 指導案は教育事務所等の所定の様式がある場合は使用する。
【養-5】 ①～④ 課題研究 *保健室経営計画 【養-6】 1年間の研修を通して	全校種 1部提出	教育センター 所長宛	令和9年 <u>1月5日必着</u>	●初任者は、研修指導者や校長の指導の下、作成し提出する。 ●送付の際は、鑑文(番号有)、養-5、養-6の順に並べフォルダで止めて提出すること。
	全校種 データ提出	教育センター 養護初任研 Teams へ		
課題研究 *プレゼン資料	全校種 データ提出	教育センター 養護初任研 Teams へ	令和9年 <u>1月22日必着</u>	●初任者は、研修指導者や校長の指導の下、作成し提出する。
【養-7】 欠席届	義務 (小・中学校) 計3部提出	市町村教育委員会へ2部 →教育事務所へ1部 教育センター 所長宛1部	●欠席の際は、所属長より県立総合教育センターへ連絡を入れ、後日、速やかに各関係機関に文書を提出すること。	
	県立 (高校・特支) 計1部提出	教育センター 所長宛		

※データによる文書等の提出については、「養護初任研 Teams」にて行うものとする。

様式 養一 1 (年間指導計画書)

令和 年度 養護教諭初任者研修 年間指導計画書

学 校 名 _____

学校長名 _____ 公印

研修指導者名 _____ 印

初任者名 _____ 印

回	実施日	曜日	研 修 項 目			指 導 者		研 修 時 間 数		
			番号	項目名	指導形態	氏名	役職・分掌	基礎研修	専門研修	課題研究
(例) 1	(例) 5/22	例 金	I 1 (1) I 1 (2) I 5 (1) I 5 (2)	健康観察の効果的な進め方 保健情報の管理と活用方法 学校薬剤師との連携 日常的な点検への参画と実施	観察指導 講話 講話 作業指導	例 那 覇 花 子	例 研 修 指 導 者		(例) 4	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合 計										
年間指導計画 総時間数								() 時間

- ※提出の際は、この行以下を削除すること。できるだけ1枚にまとめること。
- ※「研修項目」の「番号」の欄は、「年間研修項目 例」に基づき記入すること。
- ※「指導形態」の欄には、「講話」「作業指導」「口頭指導」「観察指導」「授業研究」等の区分を記入すること。
- ※年間 16 日程度（基礎研修 5 日(15～20 時間)、研修指導者による専門研修を 10 日(30～40 時間)、課題研究(3～4 時間程度)。但し、課題研究は年間を通じて実施すること。)を計画する。
- ※1 日の研修時間は 3～4 時間程度とし 12 月末までに修了すること。
- ※研修日程に変更がある場合は、教育庁保健体育課まで連絡すること。

様式 養－2（指導報告書）

令和 年度 養護教諭初任者研修 指導報告書

学 校 名 _____ 学校長名 _____ 公印 _____

研修指導者名 _____ 印 _____ 初任者名 _____ 印 _____

回	実施日	曜日	研 修 項 目			指 導 者		研 修 時 間 数		
			番号	項目名	指導形態	氏名	役職・分掌	基礎研修 15～20 時間	専門研修 30～40 時間	課題研究 3～4 時間
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合 計										
指導報告 総時間数 () 時間										

備考：A4 1枚にまとめること。養－2、養－3②、養－4の研修時間は合致させること。

様式 養－3①（研修記録簿の内容確認書）

令和 年度 養護教諭初任者研修（校内・校外）記録簿の内容確認書

学校名 _____

校長名 _____ 印

教頭名 _____ 印

研修指導者名 _____ 印

初任者名 _____ 印

みだしのことについて、下記のとおり確認しましたので提出いたします。

チェック欄			確認事項（様式 養－3②及び③に関すること）
校長	教頭	研修指導者	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 所定の欄において、【学校名】、【初任者氏名】、【研修項目(テーマ)】【日時】、【研修場所】、【指導者名(講師名)】等、記載に誤りはないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンデマンド研修及び欠席による代替研修等を行った場合、【日時】の欄には、実際に研修を行った日時が記載されているか。 (※研修日時は勤務日及び勤務時間内とする。) ・ web ライブまたはオンデマンド研修等の場合、【研修場所】の欄には、実際に研修を行った場所及び研修方法（web ライブ、オンデマンド研修等）が記載されているか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 【研修内容】の欄は、要点や重要事項を中心に、簡潔に記載しているか。また、誤字脱字はないか。※校内研修記録簿（養－3②）のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 【感想、実践したこと・今後の取組】の欄は、 <u>具体的かつ丁寧に</u> 記載されているか。また、誤字脱字はないか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 【研修項目(テーマ)】【研修内容】【感想、実践したこと・今後の取組】の各欄の <u>内容が一致</u> しているか。(※異なる講座の研修内容や所感等が記載されていないか。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 【自己評価】の欄には、A～Dの評価が記載されているか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 【本研修テーマの研修時間】の時間数は、養－2及び養－4の時間数と合致しているか。※校内研修記録簿（養－3②）のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 報告書の様式及び枚数は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要項等を参照の上、枚数等を確認したか。 ※県立総合教育センターにおける校外研修については、養－3③に記載する（1日につき1頁にまとめる）。 ※教育事務所開催の研修の提出様式及び枚数等については各教育事務所の指示に従う。(特段の指示がない場合は養－3③を使用する)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 報告書は、研修月日順に綴られているか。

令和 年度 養護教諭初任者研修 校内研修記録簿

学校名 _____

初任者氏名 _____

研修項目			
日時	令和 年 月 日 曜日 時 分～ 時 分	研修場所	
指導者名 役職・分掌		他の参加者	
1 研修内容 (要点や重要事項のみ簡潔に記載すること)			
2 上記の研修を通して得た「学び」や「新たな気づき」を記載してください。			
<p>【今後の実践にどう生かすか、どう生かしたかを記入】</p>			
A 今後の実践に充分生かせる	自己評価	本研修テーマの研修時間 () 時間	
B 今後の実践に生かせそうである			
C 今後の実践に生かせるか不安がある			
D 研修内容・研修実践が不十分			

※A4 1枚にまとめること。

※web ライブ研修等の場合、【研修場所】の欄には、実際に研修を行った場所及び研修方法 (web ライブ研修等) を記載すること。

※養－2、養－3②、養－4の研修時間は合致させること。

※作成時は、ここの「※〇〇～」の行すべてと上記内容の「例の赤字」を削除して仕上げること。

県教育庁保健体育課 課長 殿

学校名

校長名

公印

勤 務 明 細 書

令和 年 月 分

下記のとおり勤務したことを証明する。

初任者氏名 _____

研修指導者氏名 _____

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	31 日	合計	
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	

注意事項

- ① 毎月5日までに、県庁保健体育課課長宛に、前月分の勤務明細書を提出すること。
- ② 合計の覧には、その月の勤務時間の合計を記載すること。
- ③ 本勤務明細書は勤務のなかった月に関しても合計0として提出すること。
- ④ 本様式のみ提出すること。（鑑を添付する必要はない）。
- ⑤ 養-2、養-3②、養-4の研修時間は合致させること。

令和 年度 保健室経営計画

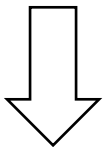
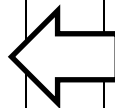
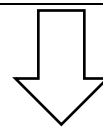
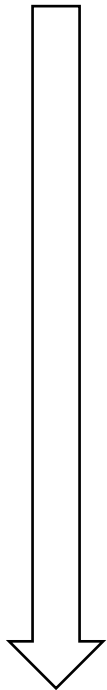
学校名（ ）
初任者氏名（ ）

学校教育目標
学校経営方針
学校保健目標

児童生徒の実態〈課題の裏付けとなる情報〉

重点目標
I
II

児童生徒の主な健康課題



様式 養－5 課題研究（保健室経営計画 ②）

保健室 経営目標	具 体 的 活 動 【保健管理】 【保健教育】 【健康相談及び保健指導】 【保健室経営】 【保健組織活動】	
<p>【Ⅰ・Ⅱを各々で記載】※保健室経営目標達成のための具体的な方策を「具体的活動」に記入する。</p>	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

様式 養－5 課題研究（保健室経営計画 ③）

保健室経営計画の評価（達成度：1よくできた 2ほぼできた 3あまりできなかった 4全くできなかった）
 学校名（ ） 初任者氏名（ ）

保健室経営目標（Ⅰ・Ⅱ） 「 」について

評価の観点	自己評価		他者評価			
	達成度	理由・今後に向けて	達成度	いつ	誰から	意見・助言
1						
2						
3						
4						
5						
6						

※ 12月末時点の中間評価を提出

様式 養－5 課題研究（保健室経営計画 ④）

保健室経営計画・評価 全体の振り返り

学校名（ ） 初任者氏名（ ）

評価項目	初任者の振り返り	
1. 学校保健目標・保健室経営目標は、健康課題解決の支援として適切であったか		
2. 具体的活動内容は、健康課題解決の支援として適切であったか		
3. 具体的活動の実践によって、解決した健康課題は何か		
4. 解決できなかった課題は何か		
5. （上の課題の）原因は何か		
6. どのようにすれば課題解決できるか（改善策）		
7. 保健室経営全般についての反省		
8. どのような保健室をめざすか		
保健室経営目標に対する総合評価	(達成度：1 よくできた 2 ほぼできた 3 あまりできなかった 4 全くできなかった) 1 2 3 4	
次のステップに向けて	改善の必要な活動	改善策

※ 12月末時点の中間評価を提出

一年間の研修を通して

学校名 () 初任者氏名 ()

Blank area for the main content of the report.

【私のめざす養護教諭とは】

Blank area for the content under the heading "【私のめざす養護教諭とは】".

※ 12月末時点

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

学校名
校長名

公印

養護教諭初任者研修欠席届

下記の事由により、本校職員が養護教諭初任者研修の講座を欠席しますのでお届けします。

記

- 1 初任者氏名
- 2 研修講座名
- 3 研修場所
- 4 欠席期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 5 事由

- ※ 事由に関する資料があれば添付すること。
- ※ 小・中学校の欠席届は、関係市町村教育委員会及び関係教育事務所、県立総合教育センターへ提出すること。
- ※ 県立学校の欠席届は、県立総合教育センター所長宛に提出すること。
- ※ 研修当日、欠席事由が生じた時は、速やかに研修機関へ電話連絡し、後日欠席届を提出すること。

養護教諭初任者研修実施要項

令和2年1月8日教育長決裁

1 目的

養護教諭初任者研修は、養護教諭の初任者に対して、基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、健康教育や養護全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、その職務の遂行に必要な事項に関する実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的とする。

2 対象

養護教諭初任者研修の対象者（以下「初任者」という。）は、当該年度に採用された公立小学校・中学校及び県立学校の養護教諭とする。

（ただし、養護教諭としての職務経験を1年以上有する者及び臨時的に任用された者は除く。）

3 内容

- (1) 初任者は、校内において校長、その他の教員及び研修指導者を中心とする指導及び助言による研修を受けるものとする。（16日間程度）
- (2) 初任者は、校外において県立総合教育センター等における研修を受けるものとする。（11日間程度）

4 研修計画

- (1) 県教育委員会は、県立総合教育センター等と連絡調整の上、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、校内研修、校外研修の項目、内容及び実施期間、その他必要な事項を定めるものとする。

5 年間指導計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域や学校の実情に配慮し、研修指導者の参画を得て、当該校における年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、研修指導者等による校内研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

6 校内体制の整備

- (1) 校長、教頭、保健主事等は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、初任者の指導・助言等を行い、初任者がその職務を遂行するにあたって必要な事項が習得されるよう配慮すること。
- (2) 研修指導者は、初任者の職務を代わって行うことはできないため、校長は校内体制を整備し、初任者が講義等を受ける際には、業務に支障が生じないよう配慮すること。
- (3) 校長は、初任者が校外研修を受ける間、児童生徒の健康管理や保健室運営等が、校内職員によって適切に行われるよう配慮するものとする。

7 研修指導者

- (1) 研修指導者は、原則として退職養護教諭で、指導者としての資質を有する者に対し、県教育委員会教育長が依頼する。
- (2) 研修指導者は、年間指導計画に従い、原則として初任者の所属する学校において、初任者に対して実務上必要な事項について指導・助言を行うとともに、職務に関する相談に応じるものとする。

8 実施協議会、校長等連絡協議会及び研修指導者等連絡協議会

- (1) 県教育委員会は、研修計画及びその他実施上の諸問題等について協議を行うため、実施協議会を開催するものとする。
- (2) 県教育委員会は、養護教諭初任者研修を円滑かつ効果的に実施するために、当該校の校長、研修指導者等の連絡協議会を開催するものとする。
- (3) 県教育委員会は、養護教諭初任者研修の指導の質を一定水準確保するため、研修指導者等を対象に連絡協議会を開催するものとする。

9 年間指導計画の提出

校長は、校内研修の年間指導計画書を県立総合教育センターに提出するものとする。
(市町村立の学校については、市町村教育委員会を経由して、教育事務所にも提出する。)

10 指導報告書の提出

校長は、年間指導計画に基づく校内研修を実施した後に、指導報告書を作成し、県立総合教育センターに提出するものとする。
(市町村立の学校については、市町村教育委員会を経由して、教育事務所にも提出する。)

11 その他

この要項に定めるもののほか、養護教諭初任者研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成10年4月10日から施行する。
- 2 新規採用養護教諭研修実施要項（平成9年3月31日教育長決裁）は、廃止する。
- 3 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成29年4月3日から施行する。
- 5 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県公立学校教員等育成指標

沖縄県教育委員会

令和8年1月

1 はじめに

全ての教員は、児童生徒の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担う高度な専門職であり、次代を担う子供たちの育成において、学校教育の果たすべき役割は大きなものがある。さらに、グローバル化や情報化の進展等、社会が急速に変化する中で、状況の変化を踏まえた新しい時代の教育に対応できるよう、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図り続けることが求められている。

このような状況を踏まえ、平成28年11月に教育公務員特例法の一部が改正され、公立学校の校長及び教員の任命権者に対し、校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標の策定が義務づけられた。

本県においても、従来から指摘されている課題に加え、貧困・虐待・ヤングケアラーなどの課題を抱えた家庭の児童生徒等への対応、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応等、多様な児童生徒等への課題がある。さらに、「令和の日本型学校教育」に必要な資質能力の育成、そのための個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、一人一台端末環境を前提としたICTや情報・教育データの活用などが求められている。

これらの課題に対し、一人の教員が高度な専門性を持って、全ての課題に対応することは現実的に困難であり、学校の教職員がチームとして職務を担うことにより、学校の教育力・組織力を向上させることが重要である。そして、その中心的役割を担う教員一人一人が資質能力の向上を図り、チーム学校の一員として自らの強み、特性、キャリアステージ等に応じて活躍し、互いに連携・協働することが必要である。確かな知識・技能と幅広い視野を持つ経験豊かな教員と新たな時代に対応する感性や柔軟性を備えた若手教員、そしてその両者を結び付け、教育活動を力強く推進するミドルリーダーとしての中堅教員とが互いに学び合い、連携・協働することが求められている。

このような状況の下、教員一人一人が学校の抱える多様な課題に対応し、「令和の日本型学校教育」を実現する新たな教員の学びの姿として、教員自らが、子供たちの道しるべとなるべく、常に学び続け、その資質の向上を図り続ける存在でなければならない。すなわち、児童生徒等の学びと教員等の学びは相似形となることが重要であり、教員等の資質の向上を図ることは、児童生徒等の教育を充実することに他ならない。引き続き、「学び続ける教員像」の確立が求められている。

2 指標策定及び改訂の趣旨

教員一人一人の高度専門職業人としての資質能力は決して固定的なものではなく、変化し、成長が可能なものであり、個々の教員の経験、専門分野、能力・適性、興味・関心等に応じ、教職生涯にわたりその向上が図られる必要がある。

これまでも、学校現場では、教員一人一人が目の前の子供たちと向き合いながら、自己研鑽に取り組んできた。教員の資質能力の向上は教員自身の責務でもあるが、「学び続ける教員像」を確立するためには、教員自身だけでなく、教育委員会や学校関係者等も連携・協働して、様々な勤務経験を積ませることや、キャリアステージに応じた学びの機会を提供することにより、教員の主体的な学びを支えていくことが必要である。

沖縄県教育委員会では、現職教員等や教員を志す学生にとって、高度専門職業人として教職生活全体を俯瞰しつつ、現在自らが位置する段階において身に付けるべき資質能力の具体的な目標となり、かつ、教員一人一人がそれぞれの状況に応じて更なる向上を目指し、効果的・継続的で主体的な学びに結びつけることが可能となるよう、「沖縄県公立学校教員等育成指標」を示すこととした。

また、高度専門職業人としての教員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を改めて示すことにより、教員自身だけでなく教員の養成や研修に関わる関係者等と認識を共有することで、大学等における教員養成や各学校における校内研修、県立総合教育センターや各地域の教育研究所等で実施される校外研修等の充実を図るものである。

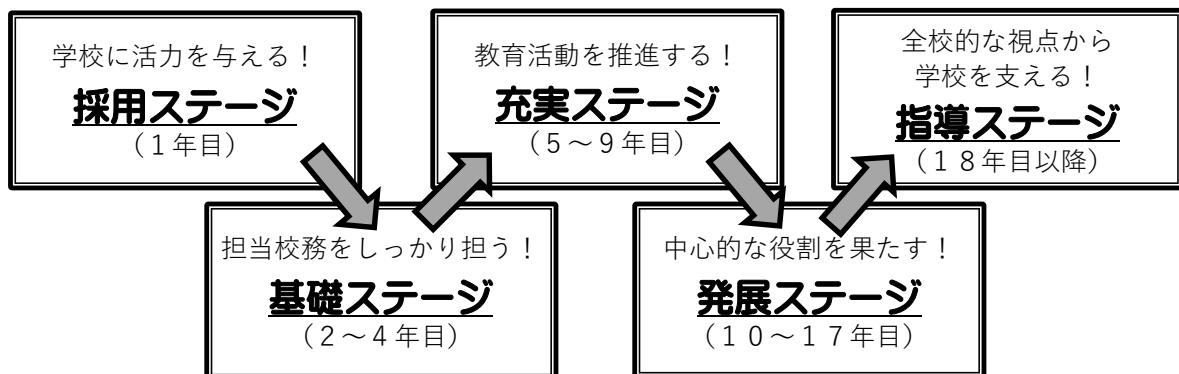
先般、令和4年5月18日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律第40号。)が公布され、同改正法第22条の2に基づき、令和4年8月31日に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」(令和4年文部科学省告示第115号)が告示された。

加えて中央教育審議会より、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」(令和6年8月中央教育審議会答申)が答申され、令和7年2月21日付で「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の一部が改正された。(令和6年文部科学省告示第5号)

これらの流れを踏まえ、本県においても関係機関等で協議を行い、この度本県公立学校教員等育成指標の改訂を行った。

3 教員のキャリアステージ

教員のキャリアパスは、個々の教員の経験や特性、赴任校の実態等の様々な要因から影響を受ける多様なものであり、画一的に示されるものではない。しかし、教職の経験年数に応じて求められる資質能力については、概ね共通する側面もあり、この指標では標準的なものとして、教員のキャリアステージを以下の5段階に分けて示すこととした。



この設定により、個々の教員が、自らがどのステージにあり、これから目指すべきステージを確認することで、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの経験や適性等に応じてより高度な段階を目指す手掛かりとすることができる。

4 沖縄県公立学校教員に求める五つの力

学校教育を担う教員には、児童生徒等一人一人を適切に指導・支援するための知識・技能やその基盤となる人間性だけでなく、保護者や地域・関係機関と連携する力、学習指導に関する知識・技能、教科に関する専門性、学校安全や防災の知識、社会情勢や地域の実情に関する知識・理解等の多くの資質能力が求められる。個々の教員が持つ様々な資質能力が発揮され、統合されて教育活動は展開されている。このように、教員に求められる資質能力には様々なものがある。

これまで本県の育成指標を四つの力に整理していたが、令和4年8月の文科省の「指針改正」を踏まえ、今般の指標改訂において新たな育成指標「人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解」を加えた。これは、全ての教育活動の基礎に、「人権を尊重する教育」や全ての児童生徒を含む「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応」があることを明示するものであり、この指標を基に「授業実践力」や「生徒指導力」の個別最適化が図られるものとした。

- 教職を支える力**：児童生徒等の成長に極めて大きな影響を与える教員として、職務を担う上で前提となる資質能力
- 人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解**
 - ：他者はもちろん、児童生徒自身を含む人権尊重の教育と特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応に求められる資質能力で、「授業実践力」や「生徒指導力」等の基盤となるもの
- 授業実践力**：児童生徒等の確かな学力の育成を目指して行われる学習指導において中心となる授業実践に関する資質能力
 - ※ 養護教諭及び栄養教諭については、その職の専門性に関する力としてそれぞれ **学校保健実践力**、 **食育推進力** とした。
- 生徒指導力**：児童生徒等の社会的資質や自己指導能力の育成を目指して行なわれる生徒指導の実践に関する資質能力
- 学校運営力**：全職員の連携・協働体制のもとで運営される学校において、個々の教員が分担して担う校務を遂行するために必要な資質能力

ここに示した力は、全ての教員が備えるべき共通の資質能力である。学校教育の充実に向け、これらの資質能力を確保するとともに、積極的に各人の経験や特性等に応じて、得意分野づくりや個性の伸長を図ることが重要である。

沖縄県公立学校教員等育成指標

	学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ (2～4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
ステージ像	<p>○教育活動に関する基礎的・基本的な知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等を踏まえた教育活動を実践することができる。</p> <p>○沖縄県の教員としての自覚を持ち、チームとしての学校の一員として、他の教職員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、担当する校務に取り組むことができる。</p>	<p>○教育活動に関する知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等に応じた教育活動を実践することができる。</p> <p>○チームとしての学校の一員として、他の教職員と連携・協働しながら、担当する校務を担うことができる。</p>	<p>○教育活動に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした教育活動を実践・推進することができる。</p> <p>○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、同僚性の向上や連携・協働の充実を図り、連携・協働体制の構築を推進することができる。</p>	<p>○自らの経験や強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた教育活動を効果的に推進することができる。</p> <p>○学年や分掌等の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、教育活動をより効果的・効率的に推進することができる。</p> <p>○全校的な視点から、チームとしての学校の連携・協働体制を支え、他の教職員を適切に支援・育成することができる。</p>

教職を支える力	倫理観・使命感・責任感
	○教育公務員として、子供たちの成長を担う尊い使命を県民から託されていることを自覚し、より高い倫理観と強い使命感、責任感を持って行動することができる。
	教育的愛情・人権意識
	○先生として、日々、子供たちと向き合い、その成長に大きな影響を与える存在として、真の教育的愛情及び高い人権意識を持って子供たちと関わるすることができる。
	豊かな人間性・学び続ける力
○教師として、今を生き、未来を拓く子供たちを導くために、自らの感性を高め、豊かな人間性を養い、高度専門職業人として、学び続けることができる。	

	学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ (2～4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解	人権を尊重する教育の推進				
	○学校の教育活動全体を通じて、人権を尊重する教育の推進が求められていることを理解している。 ○個人の尊厳をはじめ、自他の人権を尊重することの意義や必要性を認識し、それを守ろうとする意識、意欲、態度を身に付けている。 ○様々な人権課題について基礎的知識を持ち、偏見や差別につながる情報を見抜く力を身に付けている。	○児童生徒一人一人を尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、児童生徒の気持ちや願いを理解した上で、適切な指導ができる。 ○人権尊重の視点や理念を基にした学級経営や生徒指導の意義を理解し、偏見や差別につながる情報を見抜けるよう児童生徒へ適切な指導ができる。	○児童生徒の実態等に応じて学校の課題を把握し、知識や経験、技術等を踏まえた創意工夫のもと、課題解決に向けた取組を進めることができる。 ○人権尊重の教育を推進するために、校内の連携・協働体制の構築に努め、他の教職員に助言することができる。	○人権教育に関わる学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進等において中心的役割を果たすことができる。 ○地域・関係諸機関と連携して、人権を尊重する教育を推進し、他の教職員と連携・協働するとともに、適切に指導・助言することができる。	
	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応				
○特別支援教育の理解、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等について理解している。 ○柔軟で多様な学びの場とその指導の在り方についての重要性を理解している。	○特別支援教育の動向や特別な配慮を必要とする児童生徒の特性等を理解し、教育的ニーズに対応できる。 ○学びのユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりをすすめることができる。	○様々な背景のある多様な児童生徒等の教育的ニーズ等に的確に対応することができる。 ○学校における特別な配慮を必要とする児童生徒の特性等について深く理解し、個々のニーズに応じた具体的な支援内容・支援体制の構築を進めることができる。	○教職員の専門性を生かしながら、多様な個別の支援を必要とする児童生徒等の教育的ニーズに学校全体の視点で組織的・継続的に指導することができる。 ○校内及び関係機関との支援体制を整備し、柔軟で多様な教育を推進することができる。	○多様な支援を必要とする児童生徒等の課題解決に向けて、指導力を発揮することができる。 ○管理職と連携・協働して組織的な指導や支援体制を整備し、他の教職員からの相談にも助言等を行うことができる。	

〈備考〉

○「人権を尊重する教育の推進」については、「児童の権利に関する条約」や「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」等を参照することが望ましい。

○「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒等への対応」については、「障害」の有無にかかわらず「全ての児童生徒」を対象とし、多様な児童生徒の理解を進めるという趣旨で設定するものである。

学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ (2～4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
指導計画(Plan)				
<p>○学習指導要領を踏まえた指導計画を立てることができる。</p> <p>○教材研究の意義を理解し、丁寧な教材研究を行うことができる。</p> <p>○教材の提示方法や指導形態、評価規準の設定等の学習指導に関する基礎的・基本的な知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等を踏まえた指導計画を立てることができる。</p>	<p>○学習指導要領や沖縄県のめざす授業像を自らの指導実践と関連付けた指導計画を立てることができる。</p> <p>○教材研究を丁寧に行い、学習指導に関する知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等に応じた指導計画を立てることができる。</p>	<p>○教材研究を充実させ、創意工夫を生かして、個に応じた指導の充実を図る適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>○経験の浅い教員に積極的に関わる等、他の教員と連携・協働して、系統的・体系的な指導計画を立てることができる。</p>	<p>○これまでの教材研究や授業研究の成果等を生かして、個に応じた指導の充実を図り、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な指導計画を立てることができる。</p> <p>○教科や学年等における指導計画の作成において、中心的な役割を果たし、他の教員に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな教材観や経験等を生かして、全校的な視点から、より効果的・効率的な指導計画を立てることができる。</p> <p>○指導計画の作成において、校内の連携・協働体制を支援、他の教員に適切な指導・助言をすることができる。</p>
授業実践(Do)・学習評価(Check)				
<p>○板書や発声の仕方、机間指導、ICTの活用等の授業実践に関する基礎的・基本的な知識・技能等を生かして、指導計画を踏まえた授業を展開することができる。</p> <p>○学習規律及び支持的風土の確立、学習環境の整備の重要性を理解し、その実現に努めることができる。</p>	<p>○発問の仕方やICTの活用、学習形態の工夫等の授業実践に関する知識・技能等を生かして、児童生徒等の実態等に応じた授業を展開することができる。</p> <p>○学習規律及び支持的風土を確立し、適切な学習環境を整備することができる。</p>	<p>○新たな教材や教具及びICTの活用等の授業実践に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、個に応じた指導の充実を図ることができる。</p>	<p>○これまでの授業実践の成果や自らの強み、ICTの活用等を生かして、個に応じた指導の充実を図り、効果的な授業を展開することができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験、ICTの活用等を生かして、児童生徒等一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす模範的な授業を展開することができる。</p>
<p>○学習評価の意義を理解し、評価規準や評価方法、目標に準拠した評価等の学習評価に関する基礎的・基本的な知識・技能等を身につけている。</p> <p>○他の教員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、児童生徒等の実態等を踏まえた適切な学習評価の実施に努めることができる。</p>	<p>○評価規準や評価方法、評価時期等を児童生徒等の実態等に応じて設定し、適切な学習評価を実施することができる。</p> <p>○他の教員と連携・協働して、組織的・計画的な学習評価を実施することができる。</p>	<p>○学習評価に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、学習評価の妥当性や信頼性等の向上を図る取組を実践・推進することができる。</p>	<p>○これまでの経験や知識・技能等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な学習評価の実施を推進することができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、より効果的・効率的な学習評価の実施を推進することができる。</p>
授業研究(Check)・改善(Action)				
<p>○学習指導と学習評価の一体化の意義を理解している。</p> <p>○他の教員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、日々の授業研究・改善に取り組むことができる。</p>	<p>○学習指導と学習評価の一体化を図り、日々の授業研究・改善に取り組むことができる。</p> <p>○自らの授業を公開したり、他の教員の授業を参観する等、他の教員と連携・協働して、授業研究・改善に取り組むことができる。</p>	<p>○研究授業の実施や研修会の参加等の授業研究・改善の取組を充実させることができる。</p> <p>○経験の浅い教員に積極的に関わる等、他の教員と連携・協働して、授業研究・改善の体制構築を推進することができる。</p>	<p>○これまでの成果や自らの強み等を生かして、授業研究・改善のさらなる充実に取り組むことができる。</p> <p>○授業研究・改善の取組において、中心的役割を果たし、示範授業等を行うことができる。</p>	<p>○授業研究・改善のさらなる充実や新たな課題への対応等に取り組む、理想の授業を追求し続けることができる。</p> <p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、他の教員の授業に対して適切な指導・助言をする等、授業研究・改善の風土の醸成に努めることができる。</p>

授業実践力

学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかりと担う！ 基礎ステージ (2～4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
児童生徒理解				
<p>○児童生徒理解の意義を理解し、資料・情報収集の方法や人格・心理の発達特性等の基礎的・基本的な知識・技能等を身に付けている。</p> <p>○共感的・受容的態度で児童生徒等と向き合い、適切なコミュニケーションにより信頼関係を築くことができる。</p> <p>○必要な資料・情報を収集し、個々の児童生徒等及び児童生徒集団の実態把握に努めることができる。</p>	<p>○適切なコミュニケーションや丁寧な観察、保護者との連携、調査等を活用して、資料・情報を適切に収集し、他の教職員と共有することができる。</p> <p>○収集した資料・情報を知識や理論等に照らして分析し、個々の児童生徒等及び学級等の児童生徒集団の実態を把握することができる。</p>	<p>○児童生徒理解に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、個々の児童生徒等だけでなく学年等の児童生徒集団についても適切に実態を把握することができる。</p>	<p>○自らの経験や強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた児童生徒理解の組織的・計画的な取組を効果的に推進することができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、児童生徒理解の取組をより効果的・効率的に推進することができる。</p>
個別指導・集団指導				
<p>○各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間における生徒指導、進路指導及びキャリア教育の意義を理解している。</p> <p>○ガイダンスの機能の充実を図る取組や教育相談等を計画的に実施し、児童生徒等の実態等を踏まえた学級経営等を実践することができる。</p> <p>○他の教職員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、問題行動の未然防止及び早期発見、早期対応に努めることができる。</p>	<p>○各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間の特色を生かした生徒指導、進路指導及びキャリア教育の取組を実践することができる。</p> <p>○ガイダンスの機能の充実を図る取組や教育相談等を適切に実施し、児童生徒等の実態等に応じた生徒指導を実践することができる。</p> <p>○生徒指導上の課題等について、学校内外の関係者と連携・協働し、組織的な解決を図ることができる。</p>	<p>○生徒指導、進路指導及びキャリア教育に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした取組を実践・推進することができる。</p> <p>○個々の児童生徒等だけでなく学年等の児童生徒集団に対する指導にも積極的に関わり、組織的・計画的な指導を図ることができる。</p> <p>○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、生徒指導の連携・協働体制の構築を推進することができる。</p>	<p>○自らの経験や強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた生徒指導、進路指導及びキャリア教育の組織的・計画的な取組を効果的に推進することができる。</p> <p>○学年や分掌等における生徒指導の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、生徒指導、進路指導及びキャリア教育の取組をより効果的・効率的に推進することができる。</p> <p>○生徒指導の連携・協働体制を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</p>

生徒指導力

学校保健実践力（養護教諭）

学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ (2～4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
保健管理				
<p>○学校保健安全法等を理解し、児童生徒等や地域の実態等を踏まえ、他の教職員や学校医等と連携・協働して、健康診断や学校環境衛生管理等の取組を適正に行うことができる。</p> <p>○保健主事等と連携・協働して、救急体制を整備し、専門性を生かして、適切な救急処置をすることができる。</p>	<p>○児童生徒等の健康課題や地域の実態等を適切に把握し、他の教職員や学校医等と連携・協働して、計画的・組織的な取組を円滑に行うことができる。</p> <p>○保健主事等と連携・協働して、他の教職員の救急処置等に関する資質能力の向上に努めることができる。</p>	<p>○保健管理に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした取組を実践・推進することができる。</p> <p>○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、連携・協働の充実を図り、保健管理体制の構築を推進することができる。</p>	<p>○これまでの経験や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な保健管理の取組を推進することができる。</p> <p>○保健管理の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、保健管理の取組をより効果的・効率的に推進することができる。</p> <p>○保健管理における学校の連携・協働体制を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</p>
保健教育				
<p>○現代的な健康課題や学習指導要領等理解し、他の教職員等と連携・協働して、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間における保健教育の取組を実践することができる。</p>	<p>○沖縄県の施策や児童生徒等の実態等に応じて、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の各時間の特色を生かした計画的・組織的な保健教育の取組を実践することができる。</p>	<p>○新たな教材や教具及びICTの活用等の保健教育に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かした保健教育の取組を実践・推進することができる。</p>	<p>○これまでの実践の成果や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な保健教育の取組を推進し、他の教職員に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、保健教育の取組をより効果的・効率的に推進し、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</p>
健康相談				
<p>○健康相談の意義を理解し、児童生徒等の心の健康問題と身体症状等に関する基礎的・基本的な知識・技能等を身に付けている。</p> <p>○養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした健康相談を実践し、他の教職員や保護者、関係機関等と連携して課題解決に取り組むことができる。</p>	<p>○児童生徒等の現代的な健康課題等に適切に対応するために、常に新たな知識・技能等を習得し、それらを生かして、計画的・組織的な健康相談を実践することができる。</p> <p>○他の教職員や保護者、関係機関等と効果的な連携を図りながら課題解決に取り組むことができる。</p>	<p>○健康相談に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、児童生徒等の心身の悩み等に適切に対応する健康相談を実践・推進することができる。</p> <p>○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、健康相談における連携・協働体制の構築を推進することができる。</p>	<p>○これまでの経験や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた健康相談の取組を効果的に推進することができる。</p> <p>○健康相談の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、健康相談の取組をより効果的・効率的に推進することができる。</p> <p>○健康相談における学校の連携・協働体制を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</p>
保健室経営				
<p>○保健室の役割や機能等理解し、児童生徒等や学校の実態等を踏まえた保健室経営計画をもとに保健室経営を実践することができる。</p> <p>○法令や通知等に基づいて保健室の設備や備品等を適正に管理し、適切な環境整備に努めることができる。</p>	<p>○学校保健のセンター的役割が果たされるよう、保健室経営計画や保健室の機能等について、児童生徒等や教職員等に周知を図り、計画的・組織的な保健室経営を実践することができる。</p>	<p>○保健室経営に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、学校保健活動のセンター的機能の充実を図る保健室経営を実践・推進することができる。</p>	<p>○これまでの実践の成果や自らの強み等を生かして、学校保健活動のセンター的機能が効果的に発揮される保健室経営を推進することができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、学校保健活動のセンター的機能がより効果的・効率的に発揮される保健室経営を推進することができる。</p>
保健組織活動				
<p>○学校保健委員会や児童生徒保健委員会等に積極的に関わり、専門性を生かした適切な指導・助言をすることができる。</p> <p>○保健主事や学校医等と連携・協働して、学校保健計画や学校安全計画の策定等に参画することができる。</p>	<p>○他の教職員や保護者、関係機関等の連携・協働体制において、コーディネーターの役割を担い、保健組織活動の活性化に努めることができる。</p>	<p>○保健組織活動に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、他の教職員や保護者、関係機関等の連携・協働体制の構築を推進し、保健組織活動の充実を図ることができる。</p>	<p>○これまでの経験や自らの強み等を生かして、保健組織活動における中心的な役割を果たし、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた効果的な保健組織活動の取組を推進することができる。</p>	<p>○豊かな知識・技能や経験等を生かして、全校的な視点から、保健組織活動をより効果的・効率的に推進し、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。</p>

食育推進力（栄養教諭）

学校に活力を与える！ 採用ステージ （1年目）	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ （2～4年目）	教育活動を推進する！ 充実ステージ （5～9年目）	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ （10～17年目）	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ （18年目以降）
食に関する指導				
○学校における食育の意義や栄養教諭の職務等を理解し、専門性を生かして、児童生徒等の食生活や地域の実態等を踏まえた取組を実践することができる。 ○学習指導要領や県の施策等を理解し、他の教職員や保護者等と連携・協働して、学校給食を生きた教材として活用する取組を実践することができる。 ○各学校における食に関する指導の全体計画等の策定に積極的に参画し、専門性を生かして、指導・助言をすることができる。	○児童生徒等の食生活や地域の実態等を適切に把握し、他の教職員と連携・協働して、給食の時間や特別活動等の各時間の特色を生かした計画的・組織的な取組を実践することができる。 ○他の教職員や保護者等に対し、食育に関する動向や取組事例等の情報を積極的に発信することができる。 ○各学校や地域の連携・協働体制において、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を担い、取組の活性化に努めることができる。	○新たな教材や教具及びICTの活用等の指導実践に関する知識・技能等を充実させ、創意工夫を生かして、学校給食の教育的機能を引き出し、児童生徒等の食に関する課題等に適切に対応した取組を実践・推進することができる。 ○食育に関する教職員の資質能力の向上を図る取組や保護者に対する啓発活動等を積極的に展開し、各学校や地域の連携・協働体制の構築を推進することができる。	○これまでの経験や自らの強み等を生かして、学校給食の教育的機能を十分に引き出し、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえた食に関する指導の効果的な取組を推進することができる。 ○各学校や地域の食に関する指導の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員や保護者等に指導・助言をすることができる。	○豊かな知識・技能や経験等を生かして、地域全体または全校的な視点から、食に関する指導の取組をより効果的・効率的に推進することができる。 ○各学校や地域における食に関する指導の連携・協働体制を支え、他の教職員や保護者等に適切な指導・助言をすることができる。
給食管理				
○学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準等に従い、専門性を生かして、適正な栄養管理や衛生管理等を行い、安全で安心な給食を提供することができる。 ○学校給食法や学校給食の意義等を理解し、児童生徒等や地域の実態等を踏まえ、生きた教材として活用できる学校給食の献立を作成することができる。 ○食中毒や異物混入の発生時等における緊急対応体制等を整備し、緊急時には、他の教職員と連携・協働して、適切に対応することができる。	○児童生徒等の食生活や地域の実態等を適切に把握し、計画的に地場産物を活用したり、地域の郷土食を提供する等、年間を通して生きた教材として活用される献立を作成することができる。 ○献立の趣旨や地場産物の活用等について、給食だより等を利用して、児童生徒等や教職員、保護者等に情報提供する等、学校給食が生きた教材として活用される取組の活性化に努めることができる。	○給食管理に関する新たな知識や技能等を充実させ、創意工夫を生かして、児童生徒等や地域の実態等により適切に対応した給食管理の取組を実践・推進することができる。 ○生きた教材として活用できる学校給食の献立を充実させると共に食に関する指導で得られた情報を給食管理に反映させる等、食に関する指導と給食管理を一体のものとして展開することができる。	○これまでの実践の成果や自らの強み等を生かして、学校全体の状況や地域の実態等を踏まえ、より安全で安心できる給食管理の効果的な取組を推進することができる。 ○各学校や地域等における給食管理の連携・協働体制において、中心的役割を果たし、専門性を生かして、他の教職員や保護者等に指導・助言をすることができる。	○豊かな知識・技能や経験等を生かして、地域全体または全校的な視点から、安全で安心できる給食管理の取組をより効果的・効率的に推進することができる。 ○各学校や地域等における給食管理の連携・協働体制を支え、専門性を生かして、他の教職員や保護者等に適切な指導・助言をすることができる。

	学校に活力を与える！ 採用ステージ (1年目)	担当校務をしっかり担う！ 基礎ステージ (2～4年目)	教育活動を推進する！ 充実ステージ (5～9年目)	中心的な役割を果たす！ 発展ステージ (10～17年目)	全校的な視点から学校を支える！ 指導ステージ (18年目以降)
学校運営力	連携・協働				
	○沖縄県の教員としての自覚を持ち、チームとしての学校の一員として、他の教職員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、担当する校務に取り組むことができる。 ○保護者と適切なコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことができる。	○チームとしての学校の一員として、他の教職員と連携・協働しながら、担当する校務を担うことができる。 ○学校と地域や関係機関等との信頼関係の構築に努めることができる。	○経験の浅い教職員に積極的に関わる等、同僚性の向上や連携・協働の充実を図り、連携・協働体制の構築を推進することができる。 ○学校と保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制の構築を推進することができる。	○学年や分掌等の連携・協働体制において、中心的な役割を果たし、他の教職員に指導・助言をすることができる。 ○学校と保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制において中心的な役割を果たすことができる。	○全校的な視点から、チームとしての学校の連携・協働体制を支え、他の教職員を適切に支援・育成することができる。 ○全校的な視点から、学校と保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制を支えることができる。
	安全・危機管理				
	○学級活動等における児童生徒等の活動について常に安全を確保し、事故等の未然防止に努めることができる。 ○事故等が発生した場合の緊急対応体制を把握し、発生時には他の教職員と連携・協働体制のもとで、適切に対応することができる。	○安全・危機管理体制における自らの役割を理解し、他の教職員と連携・協働しながら、その役割を担うことができる。	○危険箇所の指摘や事故の未然防止に向けた取組について提案する等、安全・危機管理の充実を図ることができる。	○学年や分掌等の安全・危機管理体制において、中心的な役割を果たし、学校の状況や地域の実態等を踏まえた安全・危機管理の徹底を図ることができる。	○全校的な視点から、学校の安全・危機管理体制を支え、効果的な体制整備や安全・危機管理の徹底を図る取組等について、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。
	課題解決				
	○他の教職員に積極的に指導・助言を求めながら、連携・協働体制のもとで、課題の発見及び解決に努めることができる。	○担当する校務について、常に改善の視点を持ち、課題の発見及び解決に取り組むことができる。	○課題を示したり、解決に向けた取組を提案する等、校内の課題解決を推進することができる。	○課題解決に向けた効果的な取組を推進し、他の教職員に指導・助言をする等、中心的な役割を果たすことができる。	○全校的な視点から、課題解決に向けたより効果的・効率的な取組を支え、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。
	事務処理・業務改善				
	○計画的に作業に取り組み、正確な処理及び期限を守る等の適切な管理に努めることができる。	○正確な処理及び期限を守る等の適切な管理を行うと共に、タイムマネジメントの視点からより効率的な事務処理に努めることができる。	○他の教職員の事務処理等にも配慮しながら、自らの事務処理を調整する等、事務処理の連携・協働の充実を図ることができる。	○校内の事務処理体制や処理内容等について改善案を提案する等、事務処理の適正化・効率化の取組において中心的な役割を果たすことができる。	○全校的な視点から、より適正で効率的な事務処理について、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。
	情報活用・管理				
	○必要な情報を適切に収集し、その妥当性や信頼性等を判断して、法令等に従い適正に活用することができる。 ○個人情報の漏えい等の防止を図り、規定等に従った適正な情報管理を行うことができる。	○幅広い情報収集に努め、収集・活用している情報を他の教職員と積極的に共有することができる。 ○個人情報の取扱い等について、他の教職員と情報共有を図り、情報管理の徹底に努めることができる。	○教育活動等の充実に向け、有用な情報を校内で積極的に発信することができる。 ○他の教職員と連携・協働して、情報管理体制の強化を推進することができる。	○学校活性化に向け、他の教職員と連携・協働して、校外への情報発信を推進することができる。 ○学年や分掌等の情報管理体制において、中心的な役割を果たし、適正な情報管理について、他の教職員に指導・助言をすることができる。	○全校的な視点から、学校の情報管理体制を支え、効果的な体制整備や情報管理の徹底を図る取組等について、他の教職員に適切な指導・助言をすることができる。

沖縄県公立学校教員等育成指標〈 校長及び副校長・教頭 〉

	副校長・教頭	校長
ステイジ像	<p>○学校運営全体の推進・調整役として、法令や国及び沖縄県の施策等を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校運営を支え、教職員一人一人の資質能力の発揮及び保護者や地域等との適切な連携・協働により、学校経営目標の実現を推進することができる。</p>	<p>○学校の最高責任者として、法令や国及び沖縄県の施策等を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校経営目標を設定し、教職員一人一人の資質能力の発揮及び保護者や地域等との適切な連携・協働により、学校教育の質の向上を実現することができる。</p>
経営基盤力	<p>○教育に関する確かな見識と強い信念を有し、的確な校務の整理及び指示をすることができる。 ○法令や国及び沖縄県の施策等に基づいた適正な判断をすることができる。 ○学校経営目標の実現に向け、教職員及び関係者と目標を共有し、人権尊重の理念を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校運営を推進することができる。 ○学校経営目標の実現に向け、学校全体で特別支援教育に関する支援体制を構築し、その取組を推進することができる。 ○教職員のコンプライアンス意識の向上及び服務規律の徹底を図る職場づくりの取組を推進することができる。 ○管理職として、高い職業倫理を体現し、教育公務員としての模範を他の教職員に示すことができる。</p>	<p>○教育に関する確かな見識と強い信念を有し、的確な判断及び指示をすることができる。 ○法令や国及び沖縄県の施策等に基づいた健全な学校経営をすることができる。 ○人権尊重の理念を踏まえ、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切な学校経営目標を設定し、その実現に向け、教職員及び関係者と目標を共有することができる。 ○学校経営方針に特別支援教育に関する目標を適切に設定し、その実現に向け、校内体制整備及び必要な取組ができる。 ○教職員のコンプライアンス意識の向上及び服務規律の徹底を図る職場づくりを実現することができる。 ○管理職として、高い職業倫理を体現し、管理職としての模範を副校長・教頭等に示すことができる。</p>
教育推進力	<p>○社会に開かれた教育課程の理念のもと、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切なカリキュラム・マネジメントを推進することができる。 ○適切な役割分担等により効果的・効率的な教育活動を推進することができる。 ○教職員間の同僚性を高め、チームとしての学校の連携・協働体制を支え、効果的・効率的な教育活動及び課題解決を推進することができる。 ○充実した教育環境の整備に向け、適切な予算管理や学校内外の教育資源の活用等を推進することができる。 ○教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整えるために、学校における働き方改革を具体的に推進することができる。</p>	<p>○社会に開かれた教育課程の理念のもと、児童生徒等や地域の実態等に応じた適切なカリキュラム・マネジメントを実現することができる。 ○適切な校務分掌の編成等により効果的・効率的な教育活動を実現することができる。 ○教職員間の同僚性を高め、チームとしての学校の連携・協働体制を構築し、効果的・効率的な教育活動及び課題解決を実現することができる。 ○適切な予算管理や学校内外の教育資源の活用等により、充実した教育環境を整備することができる。 ○学校における働き方改革を着実に進め、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整えることができる。</p>
人材育成力	<p>○教職員は学校で育つという考えのもと、その資質能力の向上を図る取組を推進し、一人一人に適切な指導・助言をすることができる。 ○適切な役割分担や教職員評価システムの公正・公平な実施等を通して、教職員一人一人の意欲や資質能力の向上を図ることができる。</p>	<p>○教職員は学校で育つという考えのもと、その資質能力の向上を図る連携・協働体制を構築し、一人一人が主体的に取り組む風土を醸成することができる。 ○適切な校務分掌の編成や教職員評価システムの公正・公平な実施等を通して、教職員一人一人の意欲や資質能力の向上を図ることができる。</p>
連携・協働力	<p>○学校内外の情報収集及び学校外への情報発信を推進し、保護者や地域の学校に対する期待や要望、教育活動の成果と課題等を適切に把握することができる。 ○学校評価や学校評議員制度等を活用して、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進することができる。 ○教育活動の充実や課題解決等に向け、地域の優位性や外部の人的・物的資源等の有効活用を推進することができる。</p>	<p>○保護者や地域の学校に対する期待や要望、教育活動の成果と課題等を適切に把握し、学校経営目標の設定や地域との適切な連携・協働に生かすことができる。 ○学校評価や学校評議員制度等を活用して、地域に開かれた信頼される学校づくりを実現することができる。 ○教育活動の充実や課題解決等に向け、地域の優位性や外部の人的・物的資源等を有効に活用するための連携・協働体制を構築することができる。</p>
危機管理力	<p>○安全・安心な学校づくりの実現に向け、教職員及び児童生徒等の安全・危機管理に対する意識の向上を図る取組を推進することができる。 ○安全・安心な学習環境の整備を図り、安全・危機管理体制の充実や施設・設備の適正な管理等を推進することができる。 ○緊急事態の発生時に的確な対応が図られるよう、校内の緊急対応体制及び地域や関係機関等との連携・協働体制の構築を推進することができる。</p>	<p>○教職員及び児童生徒等の安全・危機管理に対する意識の向上を図り、安全・安心な学校づくりを実現することができる。 ○安全・危機管理体制の充実や施設・設備の適正な管理等により、安全・安心な学習環境を整備することができる。 ○緊急事態の発生時に的確な対応が図られるよう、校内の緊急対応体制及び地域や関係機関等との連携・協働体制を構築することができる。</p>